

（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業

工事請負仮契約書（案）

平成25年5月8日

仙南地域広域行政事務組合

工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名 (仮称) 仙南クリーンセンター整備工事
- 3 工 事 場 所 宮城県角田市毛萱字西ノ入地内 ((仮称) 仙南クリーンセンター)
宮城県白石市鷹巣字黒岩下地内 (仙南最終処分場)
- 4 工 期 仙南地域広域行政事務組合議会の議決があった日から
平成29年3月31日まで
- 5 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 6 契約保証金 約款のとおり
- 7 前 払 金 額 なし
- 8 解体工事に要する費用等 なし

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業 (以下「本事業」という。) に係る上記の工事について、発注者と請負者は、発注者と請負者その他の者との間で締結した平成25年____月____日付基本契約書 (以下「本基本契約」という。) 第7条第1項の定めるところに従い、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約は、本基本契約並びに本基本契約に基づき締結される、発注者と_____との間の管理運営委託契約と不可分一体として本事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は仮契約であって、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和46年仙南地域広域行政事務組合条例第7号) に基づき仙南地域広域行政事務組合議会の議決を取得した日にこの契約として成立することを確認する。仙南地域広域行政事務組合議会で可決されず、この仮契約がこの契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより請負者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

以上の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者

請 負 者 住 所

氏名又は名称

(総則)

- 第1条 発注者及び請負者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(要求水準書、入札説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書並びに要求水準書等、事業者提案及び設計図書(第3条第6項の定めるところに従って発注者の承諾が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。以下同じ。)を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。なお、本基本契約、この契約、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本基本契約、この契約、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとし、また、設計図書(発注者の承諾が得られたものに限る。)と本基本契約、この契約、要求水準書等若しくは事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、設計図書が優先するものとする。
- 2 請負者は、契約書記載の要求水準書等及び事業者提案に示された各工事(以下総称して「工事」という。)を頭書の工期(以下「工期」という。)内に完成し、工事目的物(備品等を含む。以下「工事目的物」といい、設計図書及び工事目的物を総称して「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と請負者間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語の意味は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、本基本契約に定義された意味を有するものとする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者請負者間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書並びに要求水準書等及び事業者提案における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、仙台地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 請負者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行っ

たものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 1 2 請負者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討したうえで、この契約を締結したことをここに確認する。請負者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、工事の設計・施工その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、請負者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、請負者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(設計)

第3条 請負者は、この契約の締結後速やかに、設計業務に着手し、次項以降の定めるところに従い、要求水準書等及び事業者提案に基づき、本事業に係る建設工事を設計するものとする。

- 2 請負者は、設計業務に着手するに当たり、要求水準書等及び事業者提案が定める書類を要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、発注者に提出して承諾を得るものとする。
- 3 請負者は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、生活環境影響調査、周辺地域に対する家屋影響調査、工事に係るテレビ電波障害の現況調査、工事用地の測量又は地質調査等の工事に必要な調査を行うものとする。
- 4 設計業務の一部を第三者に委託しようとするときは、請負者は、事前に当該第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾の通知を得るものとする。
- 5 請負者は、発注者に対し、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、定期的に、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、発注者の承諾した様式により報告書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。発注者は、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、請負者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- 6 請負者は、要求水準書等に定めるところに従い、要求水準書等が定める様式及び内容の設計図書を発注者に提出して、その承諾を得るものとする。
- 7 発注者は、前項の定めるところに従って提出された設計図書のいずれかが、法令、この契約の規定、要求水準書等及び事業者提案の水準を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、当該設計図書の受領証発行後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう請負者に対して通知することができる。

- 8 請負者は、前項の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、請負者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
- 9 前項の定めるところに従ってなされる設計図書の是正に要する一切の費用は、請負者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき理由による場合、発注者は、当該是正に係る請負者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、請負者が当該要求水準書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の請負者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合は、この限りでない。
- 10 第8項の定めるところに従って請負者が是正を行った場合、請負者は、直ちに是正された設計図書を発注者に提出のうえ、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第7項から前項までの例によるものとする。ただし、第7項に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された設計図書の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。
- 11 請負者は、設計図書が発注者により受領された後14日以内に発注者から第7項の通知（第10項によって準用された場合を含む。）がない場合は、第6項の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。
- 12 請負者は、発注者による設計図書の承諾の日から7日以内に、設計図書及び要求水準書等の定めるところに従い、設計図書及び要求水準書等が定める様式及び内容の工程表その他の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 13 前項の規定は、設計図書の変更について第19条の定めるところに従って発注者の承諾を得た場合に準用する。

（契約の保証）

- 第4条 請負者は、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金により、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、請負者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第

5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 請負者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(設計図書及び完成図書等の著作権)

第6条 発注者は、設計図書及び完成図書その他この契約に関して発注者の要求に基づき作成される一切の書類並びにプログラム及びデータベース(以下「設計図書等」という。)について、本事業の実施に必要な範囲で無償で自由に自ら及び第三者をして使用(複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。本条において同じ。)する権利を有するものとし、その使用の権利は、本事業に係る管理運営業務の遂行に必要な範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。

- 2 請負者は、自ら又は著作権者をして、次に掲げる行為を自ら行い又は第三者をして行わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 設計図書等の内容を公表すること(ただし、既に公表された事項についてはこの限りでない。))。

(3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。

- 3 請負者は、発注者による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

- 4 請負者は、その作成する設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、請負者がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

- 5 請負者は工事目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る請負者の著作権(著作権法第21条から第28条まで規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 6 発注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該工事目的物の内容を請負者の承諾なく自由に公表することができる。

- 7 発注者は、工事目的物が著作物に該当する場合には、請負者が承諾したときに限り、既に請負者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

8 工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者は、工事目的物の利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、請負者は、その改変にあらかじめ同意する。

9 請負者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合に限り、工事目的物の内容を公表その他の設計図書（第5条に基づき発注者に引き渡されるべき要求水準書等が設計業務の成果物として定める設計図書その他の成果物をいう。以下同じ。）の利用をすることができる。

10 発注者は、請負者が工事目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいうが、第1項に定めるプログラム及びデータベースを除くものとする。以下同じ。）について、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第7条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならず、工事の全部若しくは一部を第47条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の定めに抵触しない範囲で工事の一部を第三者に下請けさせようとするときは、請負者は、事前に当該第三者の商号、所在地その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾の通知を得るものとする。

3 請負者は、第1項の定めに抵触しない範囲で工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を書面により発注者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定める権限を有する。

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 請負者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者、設計図書の内容の技術上の照査を行う照査技術者、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、同条第3項の規定に該当する場合は専任の主任技術者又は専任の監理技術者、同条第4項の規定に該当する場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。
- 3 請負者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者は、相互に兼ねることができる。
- 5 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行う。発注者は、その意図する設計図書を完成させるため、この契約の履行に関する指示を請負者又は請負者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、請負者又は請負者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 6 請負者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 7 照査技術者は、第1項に規定する管理技術者を兼ねることはできない。

(履行報告)

- 第11条 請負者は、各暦月の設計の進捗状況に関し、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、設計進捗状況報告書等を作成のうえ、所定の期限までに発注者に提出することでその履行報告を行わなければならない。
- 2 請負者は、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、工事現場に常に工事記録簿等を整備し、発注者の要求があった場合には速やかに開示するほか、工期における各暦月における工事の進捗状況に関し、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、工事進捗状況報告書等を作成のうえ、所定の期限までに発注者に提出すること

で履行報告を行わなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は請負者の使用人若しくは第3条第4項の規定により請負者から設計業務を委任され、若しくは請負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 請負者は、前3項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

5 請負者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、要求水準書等、事業者提案又は設計図書に定めるところによる。ただし、要求水準書等又は事業者提案にその品質が明示されていない場合は、要求水準を満足させる品質を有するものとする。

2 請負者は、要求水準書等、事業者提案又は設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、請負者の負担とする。

3 監督職員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 請負者は、要求水準書等、事業者提案又は設計図書において監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料について

は、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負者は、要求水準書等、事業者提案又は設計図書において監督職員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等又は設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定したか若しくは事業者提案において請負者により特に提案された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等、事業者提案又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく請負者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、請負者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等、事業者提案又は設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、請負者は、その旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。
 - 3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の

使用を請負者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 請負者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 請負者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等又は設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を請負者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定める。

(不適合箇所の改善義務及び破壊検査等)

- 第17条 請負者は、工事の施工部分が要求水準書等、事業者提案又は設計図書に適合しない場合において、監督職員が修正、改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があ

ると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、請負者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は請負者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が要求水準書等、事業者提案又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は請負者に当該施工部分を最小限において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は請負者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 請負者は、工事の設計・施工を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書、入札説明書、質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等、事業者提案若しくは設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等、事業者提案又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等、事業者提案又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等、事業者提案又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により取りまとめた調査の結果において第1項の事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところに従い、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書等の訂正又は変更の必要があるものについては、発注者が行い、その他は請負者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等の訂正又は変更が必要な場合で工

事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行い、その他は請負者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等の訂正又は変更が必要な場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者及び請負者が協議して発注者が行い、その他は発注者及び請負者が協議して請負者が行う。

- 5 前項の規定により要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。ただし、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が第1項第1号に該当するとき、要求水準書等に関して第1項第2号から第5号までに該当することにより生じたときその他発注者の責めに帰すべきことが明らかでないときは、発注者は、かかる訂正又は変更により請負者に損害を及ぼしたときであっても当該損害を賠償し又は必要な費用等の補償を行う義務を負わない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定による要求水準書等の変更に起因する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書の変更を要請することができる。

- 2 請負者は、前項の定める場合のほか、設計図書を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の設計図書（変更を要するものに限る。）を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合、かかる承諾の手続は第3条第7項から第11項までの例によるものとする。

- 3 前各項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。ただし、設計図書の変更が発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り、発注者は、かかる変更により請負者に損害を及ぼしたときであっても当該損害を賠償し又は必要な費用等の補償を行う義務を負わない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の設計・施工その他この契約の履行の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、中止内容を請負者に通知して、工事の設計・施工その他この契約の履行の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の設計・施工その他この契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(請負者の請求による工期の延長)

第21条 請負者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の条項により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者及び請負者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者及び請負者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の条項により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び請負者が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は請負者は、工期内で、かつ、特定事業契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分(設計図書(ただし、発注者の承諾の得られた設計図書に限る。以下同じ。))を含む。以下同じ。))に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算

出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び請負者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「特定事業契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者及び請負者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等及び事業者提案に基づき、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ発注者又は監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を発注者又は監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者又は監督職員は、災害防止その他工事の設計・施工その他この契約の履行のうえで特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の設計・施工その他この契約の履行を行うに関して生じた損害（次条第1項若しく

は第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の設計・施工その他この契約の履行につき第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、請負者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の設計・施工その他この契約の履行につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。

3 前2項の場合その他工事及び設計業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者請負者協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等及び事業者提案で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者請負者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。

3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

(法令変更による損害)

第29条の2 工事期間中に法令変更が行われた場合、請負者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

(1) 請負者が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細

- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更その他の報告された事態に対するこの契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに請負者と協議するものとする。

- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の60日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応方法を請負者に対して通知し、請負者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用を負担する。

ア 工事に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第2号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

(2) 請負者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、請負者の利益に課される税制度の変更に関するもの

(請負代金額の変更に代える要求水準書等及び事業者提案並びに設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等及び事業者提案並びに設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書等及び事業者提案並びに設計図書の変更内容は、発注者及び請負者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(中間検査)

第31条 発注者は、工事施工の中間において、必要がある場合には、検査を行うことができる。

(検査及び引渡し)

第32条 請負者は、工事を完成したときは、要求水準書等及び事業者提案の定めるところにより、検査及び試験、試運転及び運転指導その他要求水準書等及び事業者提案が定める手続を履践のうえ、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に請負者の立会いのうえ、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、検査、試験、試運転、運転指導、予備性能試験、引渡性能試験その他要求水準書等及び事業者提案が定める工事の完成を確認するための試験及び検査（以下「完成検査」という。）を完了し、完成検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は請負者に工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。

3 前項の場合において、完成検査に伴う試運転、指導、試験、検査又は復旧に直接要する費用は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、請負者の負担とする。

4 発注者は、完成検査の合格によって工事の完成を確認した後、請負者から工事目的物の引渡しの申出があったときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、請負者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。

6 請負者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに修補、改造又は取替等して発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、当該修補、改造又は取替等の完了後の発注者の再検査の合格を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 請負者は、完成検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

る。

- 2 発注者は、前項の規定による請負者の提出する適法な請負代金支払請求書を受領したときは、その日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査をしないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を請負者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第35条 請負者は保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金額を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 請負者は、前項の前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、工事着手の状況（工事に使用する主要な資材の発注の状況を含む。）について、発注者又は監督職員の確認を受けなければならない。この場合において、発注者又は監督職員は、請負者から工事着手の状況の確認を求められたときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に相応する前払金の額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額に相応する前払金の額を超えるときは、請負者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者及び請負者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 7 発注者は、請負者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 請負者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 請負者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 請負者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 請負者は、前払金を工事の材料費、労務費、外注費、機械器具の貸借料、機械購入費（工事の設計・施工その他この契約の履行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として、必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第38条 請負者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の10以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中2回を超えることができない。

2 請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は請負者に工事の出来形部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

5 請負者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者及び請負者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ $(10/10 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

7 第5項の規定による部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分

払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

- 8 発注者は、第35条第5項の規定により、請負者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払をするときは、当該部分払金の支払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を、請負者にその旨を通知して、支払うことができる。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が要求水準書等及び事業者提案において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者及び請負者が協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成25年度	0円
平成26年度	円
平成27年度	円
平成28年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成25年度	0円
平成26年度	円
平成27年度	円
平成28年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額第2項の及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条第4項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予

定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と、第35条第5項及び第6項並びに第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、請負者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、請負者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、請負者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、請負者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 10 / 10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔請負代金相当額 $-$ （前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払いを請求できる回数は、次のとおりとする。

平成25年度	0回
平成26年度	回
平成27年度	回
平成28年度	回

（第三者による代理受領）

第43条 請負者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する支払請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているとき

は、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第44条 請負者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、設計業務の全部又は一部の遂行、又は工事の全部又は一部の施工のいずれかを一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により請負者が工事の設計・施工その他この契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事及び設計業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務の遂行若しくは工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保及び性能保証）

第45条 発注者は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところにより、工事目的物に瑕疵（請負者の設計業務に起因するものを含む。以下同じ。）があるか又は工事目的物の性能、機能、耐用等に疑義がある場合は、請負者に対して相当の期間を定めてその瑕疵検査を行わせることができる。当該検査により瑕疵があると発注者により判定されたときは、発注者は、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から瑕疵のある目的物に応じて要求水準書等に定める期間以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が設計の瑕疵又は請負者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求を行うことができる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、請負者がその瑕疵があることを知っていたとき、又は要求水準書等及び事業者提案に別段の定めがあるときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。ただし、要求水準書等及び事業者提案に別段の定めがあるときは、当該定めに従うものとする。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の

指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、請負者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったとき又は要求水準書等及び事業者提案に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 6 請負者は、前各項の定めるところに従うほか、工事目的物が設計図書及び事業者提案に記載した工事目的物の性能及び機能（本条において「性能保証事項」という。）を保証するものとし、第32条第2項の完成検査の一環として要求水準書に基づき実施される引渡性能試験において、性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合、かかる完成検査は不合格とし、請負者は、第32条第6項の定めるところに従って自らの費用負担で修補、改造、又は取替え等を行い、工事目的物が性能保証事項を満たすよう必要な措置をとり、第32条第6項の定める再検査を受けなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第46条 請負者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を請負者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第47条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事の設計・施工その他この契約の履行に着手すべき期日を過ぎても工事の設計・施工その他この契約の履行に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項に規定する主任技術者又は監理技術者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第49条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第47条の2 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、請負者の使用人が請負者の業務として行った行為は、請負者の

行為とみなす。

- (1) 請負者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (2) 請負者又は請負者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 請負者又は請負者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 請負者又は請負者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 請負者又は請負者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 2 請負者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第47条の3 発注者は、この契約に関して、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号をいい、以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
- (2) 独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、かつ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
- (3) 独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。
- (4) 独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決（同条第3項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (5) 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (6) 自ら又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第

96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

2 請負者は、前項各号のいずれかに該当するとき、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の1に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前項第1号から第5号までに掲げる場合において、命令又は審決の対象となる行為が不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第47条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他必要時における発注者の契約解除)

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項、第47条の2第1項及び第2項並びに前条第1項の規定によるほか、本基本契約が終了した場合その他必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、本基本契約第14条第3項(同項第2号に基づく本基本契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合を除く。)の定めるところに従って発注者が本基本契約を解除した場合は、この限りでない。

3 発注者又は請負者は、不可抗力の発生又は法令変更により、工事の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、この契約の定める協議のうえで、この契約を解除できるものとする。

(請負者の解除権)

第49条 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事及び設計業務の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の設計・施工その他この契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(4) 本基本契約が請負者により解除されたとき。

2 請負者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負

者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、この契約の解除が第47条、第47条の2及び第47条の3の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、この契約の解除が第48条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 請負者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 請負者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 請負者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第47条の2及び第47条の3の規定によるときは発注者が定め、第48条又は前条の規定によるときは、請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第51条 請負者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2 請負者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 請負者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第52条 請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第53条 この契約書の各条項において、発注者及び請負者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに請負者が不服がある場合その他この契約に関して発注者請負者間に紛争を生じた場合には、発注者及び請負者は、建設業法による宮城県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他請負者が工事を施工するため及び設計業務に使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第4項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第6項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは請負者が決定を行わずに同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び請負者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 発注者及び請負者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第55条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者請負者が協議して定める。